

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第1号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表大和市心身障害児者処遇委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第69号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第68号までを1号ずつ繰り上げる。